

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

企業内共済会制度の歴史（1）

『共済制度の出発点～友子制度～』

・中央学院大学講師（企業福祉論）・（社）企業福祉・共済総合研究所専任講師 永野俊雄

福利厚生制度の運営方法の中で、従業員の拠出を伴う方法が共済会制度である。共済会制度が、企業の恩恵的な福利厚生制度と大きく異なる点は、従業員の拠出を伴うことにより“構成員同士の相互扶助”という概念が入っている点である。企業が株式会社という近代的な形態を探る明治時代から現代までの、企業内共済制度をたどる事により、現在の共済会制度の座標軸を確認し、今後の共済会制度を展望する際の歴史的資料としたい。

共済会制度は企業の福利厚生制度の中で最も歴史の古い制度であって、負傷・疾病・出産・災害・死亡・離職など労働生活中に発生する諸事故に対して、平準的な所得の中止・喪失を補充する相互扶助制度である。わが国で最も古い共済会は1888年（明治21年）に設立された古河鉱業の阿仁鉱業所（秋田県）の「共済慈善会」である。阿仁鉱業所に近代的な形態を整えて共済会が設立されたのはこの時期であるが、阿仁鉱山を含めた鉱山関係者の間には、江戸時代から全国的な、相互扶助を行なう団体があった。この団体は「友子」と呼ばれていた。友子というと、かわいい女の子の名前かと勘違いしてしまいそうだが、そうではない。

友子制度の概念

友子は江戸時代に形成され、ギルド（ヨーロッパ

中世の同職組合）的な性格を持った、主に熟練採鉱夫の同職組合であり、明治維新後にも消滅することなく、明治期を通じて鉱山の近代化の過程でいっそう発達し、明治末期から次第に鉱山資本の支配を受けて変質し、大正末期頃まで存続し、その後、昭和に入ってから衰退し始め、昭和10年代後半に制度的消滅し、戦後ごく一部が形骸化して残存した、鉱夫の同職組合である。友子の活動は、①徒弟制度を基礎にした、鉱夫の技能養成と、②労働力の供給調整、③労働者による自主管理、④相互扶助活動であった。この相互扶助活動が鉱山労働者の共済活動であった。

鉱山業と友子制度

日本の鉱山は15、16世紀ころから、鉱夫の集団労働によって営まれてきた。徳川幕府のもとでは、金銀の主要な鉱山は幕府直営となり、銅や鉛山は藩の直営形態が多かった。幕府や藩は、山里はなれた鉱山の支配を直接自分たちで行なうことが困難だったので、鉱山に働く人々に、一定の自治権を与えて、鉱山支配を円滑にした。こうして友子の存在を含む独特の鉱山共同体が形成された。

鉱山に友子が生まれた理由として考えられることは、①鉱夫集団は鉱山業を維持し、自ら集団の利益を擁護していくために、常に鉱山業の技術を高

め蓄積し、後継者を養成していき、加えて鉱夫間の競争を押さえるため鉱夫の供給を規制する必要があった。徒弟制度としての取立制度が生まれた。②鉱山業にはケイ肺や怪我が多く、しかも妻子を持たない傾向も強く、老衰、傷病に対して相互扶助が特に必要であった。③鉱山共同体を一定の自治によって鉱山の秩序を維持して行くために、労働集団としての自治の必要が友子という組織を生み出した。④鉱山は、必然的に鉱夫の移動を伴う。移動がなければ、鉱夫は過剰の中でお互いに競争し、賃金や労働条件を悪化させ、鉱山業自体を滅ぼしてしまう。こうして浪人制度の必要は、その組織的な保障として友子を生み出した。

友子制度は明治維新後の鉱山業の発達の過程で、全国的にどの鉱山でも存続し、制度的にも少しづつ発達し、成長していった。

友子制度とは

友子の組織は、基本的には一つの鉱山に一つの組織があるだけで、労働組合のように、各鉱山の小さな組織が一つの組織に統合されることはない。友子の構成員は、主に熟練した採鉱夫からなり、見習いの徒弟たちはまだ組織に入ることができなかった。友子の事務所は交際所と呼ばれ、鉱山の飯場におかれた。

友子は、役員として、箱元(友子の最高役員)、大当番(一般の当番の中から選ばれる)、当番を選び、代議員制をしき、彼らが役員会を構成し、組織を指導した。友子は伝統的に自治組織を自認し、鉱山経営者からは、基本的に独立した存在であった。しかし、飯場制度とは密接な関係を持っていた。それは、友子の活動が、雇用制度である飯場を基礎にし、また飯場頭が、友子に加入していることが多かったからであった。鉱夫は経営者に雇われた中間労務請負人である飯場頭に直接雇用された。又、鉱山経営者は、鉱夫の雇用、労働の指揮、監督、さらには鉱夫の生活管理を飯場頭にゆだね、一定の手当、又雇用や労働の供給に応じて手当を支払い、鉱夫の生活用品を販売して手数料を

得る権利を与えた。

友子には、渡友子と自友子の二種類があった。渡友子は鉱山を渡り歩く鉱夫が属する友子で、自友子は地元の鉱夫が属した友子であった。

友子の活動は一般に交際と呼ばれ、山中交際と箱元交際とに分かれていた。山中交際として、第一に、徒弟制度を基礎に、鉱夫の技能養成を行なった。見習い鉱夫は一定の修行ののち、先輩鉱夫を親分とし、その子分となって修行した。これは取立制度と呼ばれた。第二に、相互扶助を行なった。箱元交際とは、他の友子組織や自分の組織以外の友子鉱夫に対する活動であった。これには、隣の友子の取立式に代表を送ったり、送られたりする隣山付合と呼ばれる活動のほか、浪人制度があつて、就職の機会を求めて鉱山を移動する鉱夫に友子は一宿一飯の便宜を与え、その鉱山に就職の機会がないときは、餓別などを与え、鉱夫の移動を保障した。

明治時代後期の友子の共済制度

江戸時代から明治時代前期にかけての友子にももちろん、相互扶助活動としての共済制度はあったが、ここでは明治時代後期のかなり整備された共済制度を取り上げる。

友子の共済活動は、大きく二つに分けられる。一つは、親分子分あるいは兄弟分の関係の中での相互扶助であり、もう一つは、友子の組織による相互扶助であった。親分子分の関係をもとにした相互扶助は、すでに江戸時代の友子に確認された。近代化した鉱山の友子の場合も、この関係にもとづく相互扶助は、友子の共済活動の基礎になっていた。友子組織による相互扶助にも二つあり、その一つが一鉱山の友子内部で行なわれる相互扶助と、もう一つは一鉱山をこえて他の友子の坑夫に対して行なわれる相互扶助とがあった。前者は山中交際に属し、後者は箱元交際に属した。

山中交際の相互扶助は、鉱夫が、病気や怪我をして一定の期間内に直らないような場合に、しかるべき手続きをして、友子から何がしかの扶助を受け

のことであった。この費用は、明治後期には一般的に友子の会費から支出されていたが、一般の鉱夫から集められたり、米などの現物が支給される所もあった。

箱元交際の相互扶助は、ある友子の交際所に職を求めて登山してくる浪人鉱夫への付合料の支払いであった。宿泊の提供もなされた。これが、いわゆる一宿一飯の制度である。浪人付き合いの内、奉願帳持ち浪人鉱夫への付合料の支給も、相互扶助の中で大きなウェイトを占めていた。客への登山に対しても一宿一飯の提供が義務付けられていた。

そのほかに、近隣の友子同士には、特殊な相互扶助があった。近隣の友子の取立式や奉願帳の発行には、友子は一定の付合料を支払った。

■ 傷病手当

友子ごとに、また、時代によって支給システムや支給額は少しずつ異なっていた。明治30年の磐城炭鉱の友子規約によると、前提として規約7条では、「病気または負傷の場合は直ちに医師の診断書を添え箱元へ届出ずべし」と定め、第8条は、「3週間以上4週間以内の病傷者には『金五十銭』が『見舞金』として『贈与』される。そして4週間以上を超える場合は、1日に『金五銭』が贈与される」と規定している。

明治43年の阿仁鉱山小沢坑の渡友子の規約第5条は、次のように規定している。「交際鉱夫の自然の病気や怪我で寝ている時は、医者の診断書により、休業に対し『見舞トシテ』2週間経過の者には、金五十銭、2週間以上30日迄の者には、金一円、30日以上のものには、坑夫1人より白米二合五勺ずつ、その後の30日ごとに3カ月間同じように給付する」「ただし3カ月以上の休業者に対しては、『集会ノ上決議ニヨリ処置する』」と規定されている。阿仁鉱山の場合、東北の鉱山らしく、白米を会員から集めて傷病者に給付している。

神岡鉱山柄洞坑の友子規約の第3条は、次のように規定している。

「病気および負傷にて休業したるものは左の通り見舞を下付す。

15日以上金一円

30日以上金一円五十銭

45日以上金二円

71日以上金三円」

もちろん医師の証明と箱元への届出が義務化されていたことはいうまでもない。この場合、最低1日二、八銭～六、六銭位だった。

■ 葬式と香典

友子の仲間が死亡したときは、遺族を慰めるために葬式に参加し、香典を支払い、死者を弔う。友子は、こうした人の世のならいを組織の共済活動の一つとしていた。

磐城炭鉱の友子規約は、第12条で「当山交際者又は家族の死亡せる場合は山中より人夫および大当番出張、埋葬の手続きを了し、且つ左の区別により悔金を贈与す」と規定している。友子は、大当番や係りを出して、葬式を取り仕切っていた。香典は、本人の死亡した場合は、金十円、家族の死亡した場合は、満7歳以上が金五円、7歳未満から満1歳は二円であった。

神岡鉱山の柄洞山中規約は、死亡手当としては、きめこまかい規定をしている。第4条は、交際坑夫の就業中の即死者は金八円、5日以内の病後死者は金六円、6日から15日までの病後死者には三円、さらに妻の死亡の場合は金二円、3歳から14歳の子供の死亡には金五十銭と規定されている。これに加え、区内の大当番が会葬を指揮することが定められていた。

足尾銅山小滝坑の規約は、浪人鉱夫の死亡には金十円、その妻の場合五円、子供の場合四円、当坑の鉱夫の死亡の場合は金八円、12歳以上の家族の死亡には金四円、と規定している。そして会葬には大当番が監督に当たることになっていた。

夕張炭鉱の場合は、炭鉱の景気がよかつたことと組織が大きかったために、香典の額がやや高かつた。友子規約によれば、「組合員が死亡すると十五円、家族の死亡には二円五十銭を贈与し、さらに前者には白米一升、後者には五合を与える」と規定している。

■ 墓の建立

友子には、親分や兄分が死亡した場合に、子分や弟分が故人の墓を建立する慣行があった。友子の用語で仏参と呼ばれた。この仏参の制度は、明治前期には渡友子のものだったが、明治後期になると自友子にも浸透していったようである。

■奉願帳制度

鉱夫の相互扶助の中で、奉願帳制度は際立った制度であった。この制度は山中交際だけでなく箱元交際でもあり、一友子内に限らず全国的なつながりを持った救済制度であった。

奉願帳制度とは、友子の鉱夫が、重病や大怪我で、働く能力を失ったときに、一定の手続きをして、所属の友子に奉願帳を発行してもらい、各地の友子の交際所をたずねて、一宿一飯の便宜と寄付を仰ぎ、余生を送る、という制度であった。これは今日の労災補償制度であり、私的な制度であるが、わが国の社会保障制度の先駆的なものであった。

法願帳には二つの種類があった。一つは「送り奉願帳」と呼ばれ、その所持者が一人では鉱山を巡回できないような重度の傷病者に与えられた。これを持った浪人鉱夫が、交際所を訪れると、箱元は、自分たちの費用と労力で彼を隣山まで送り届けなければならなかった。もう一つは、「平奉願帳」といって、妻子などの助けは得るが、独立で鉱山を回れる傷病者に与えられた。奉願帳に準じたものに「寄付帳」があった。これは、傷病者が、重大ではあるが、将来回復の見込みがある者に与えられた。手続きや機能はほぼ奉願帳と同じである。

大正・昭和期の友子 ～衰退期の友子制度～

大正期に入った近代的鉱山業の発展によっても、また友子自身にとっても、友子の存在意義は失われなかつた。鉱山業のいっそうの発展は、第一次世界大戦の好景気をはさんで、急激な労働力需要を高め、相変わらず熟練鉱夫の不足を生み出していた。採鉱採炭は、まだ手掘りであり、機械化はほとんど進んでいなかつた。したがつて、鉱業資本は友子制度や飯場制度に依存せざるを得なかつた。

しかし、世界大戦が終結した大正9年から事態は一変し、日本の戦争景気は、一挙に収縮し、友子制度も急激に変質していった。変質の背景として考えられることは、①鉱山業の近代化に伴つて、労働災害が急増し、友子の共済費負担が増大し、友子の財政負担も大きくなってきた、②友子組織を飯場頭の組合の下に統合したり、労働組合運動の高揚の中で友子は企業内化が進められた、③大正期には、大企業の鉱山ではどこの鉱山炭鉱でも共済組合が組織され、企業の福利厚生制度が拡充されるようになり、大正5年に「鉱夫労役規則」が施行され、大正15年には「健康保険組合法」が制定され、友子の共済制度の比重が低下した、④その結果、友子の会員数が減少し、組織率の低下が進んだ。

鉱業においては、大正期に入ってから共済組合が急激に発達を遂げた。名称は共済会、共済組合、交際会、同情会、救済会、慈恵会など種々であるが、機能的には、ただ互助救済だけを目的とするものと、それに加えて労使の意思疎通機関としての役割を持つものとがある。この様に友子制度は、組合員の拠出と会社の補助金によって賄われる共済組合に変質していった。

昭和前期から第二次世界大戦後に至るまで、友子は衰退傾向ながら、一部の鉱山には残存した。

江戸時代に生まれた友子制度は、近代的企業の中で育まれながら、現代の企業内共済制度に引き継がれ、又、社会保障制度の前身の役割も果たした、自主的な相互扶助組織である。

<引用・参考文献>

村串仁三郎著

『日本の鉱夫』(世界書院) 1998

間宏著

『日本労務管理史研究』(御茶ノ水書房)

阿仁町史編纂委員会編

『阿仁鉱山と友子』1996

*今回の原稿執筆に際しては、その大半を村串仁三郎著『日本の鉱夫』から引用させていただいた。